

令和8年2月27日

「なはし創業サポートセンター運営業務」の質問への回答について

那覇市 経済観光部 商工農水課

令和8年2月13日付けで公告しました「なはし創業サポートセンター運営業務」の公募に係る質問について、下記のとおり回答します。

No	資料名及びページ番号、項目番号等	質問内容	質問回答
1	仕様書 P1 4 (1) 基本事項>駐車場利用料について	受託者が那覇市銘苅駐車場を利用する場合は減免措置なしのことですが、駐車場利用料の事業費への計上は可能でしょうか。	業務スタッフの駐車場代は受託事業者の負担となります。
2	仕様書 P3 4 (3) セミナーの実施について 仕様書 P4 8 成果目標について	過去の実績報告書（3年分を想定）の共有は可能ですか。不可であれば、以下を教えてください。 ・過去3年分のセミナーのタイトルと内容 ・過去3年分の相談窓口利用者数の推移 →その他業種割合等公開可能な情報	下記ページに公開しました。 https://www.city.naha.okinawa.jp/business/koyou-syuuro/1003554/1003564/1003565.html

		<p>・過去 3 年分の創業者数の推移と業種の割合</p>	
3	<p>仕様書 P4-5 10 備品設備及び消耗品等について</p>	<p>仕様書に記載以外の本業務に要する備品及び消耗品については受託者負担とのことですが、一切例外はなく、事業費への備品・消耗品の計上は不可ということでしょうか。</p>	<p>委託費とは別に消耗品代 15,000 円を計上しているため活用が可能です。 15,000 円を超えた場合は受託事業者の負担となります。</p>
4	<p>仕様書 P3 4 (3) セミナーの実施について 仕様書 P4-5 10 備品設備及び消耗品等について</p>	<p>参加者募集用のチラシ等の必要経費は受託者が負担とのことですが、すでに設定されているプリンタの使用を想定しているという理解でお間違いないでしょうか。 その場合、紙代とインク代は事業費計上可能でしょうか。 (上記の備品・消耗品費についての質問に関連します)</p>	<p>市が契約し設置している備品のプリンタの使用を想定しております。 紙代とインク代は質問 3 で回答した別途消耗品代または受託事業者の負担となります。</p>
5	<p>仕様書 P4 4 (6) 周知・広報業務について</p>	<p>ホームページや SNS は今年度のものの継続利用が可能ですか。</p>	<p>専用ホームページはなく、市公式ホームページに情報を掲載しています。 Instagram 及び Facebook のアカウントは継続利用が可能です。 LINE アカウントについては検討中です。</p>